

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第59号



電子ギフト券は、発行元サイトに番号を登録すると電子マネーとして使うことができることや、プレゼントや景品に使えることなどから利便性が高く、利用者が増加傾向です。

離れた場所にいる相手であつても、電子メールなどでカードに記載された番号を知らせれば、いつでもギフト券贈ることができるといふ点では便利な仕組みです。しかし、カード番号を知つてい人であれば、誰でもいつでも利用できるため、利用の仕方次第では思わぬトラブルを招くことがあります。取り扱いには注意が必要です。

手数料を取り、売買を仲介するサイトもありますが、発行元は、規約で転売や換金は禁止行為と明記しています。いったん、電子メールなどでカード番号を送つてしまふと、相手はすぐに電子ギフト券を使える状態になってしまいます。知らない人物や絶対に教えないようにしま

う。

電子ギフト券は、発行元サイトに番号を登録すると電子マネーとして使うことができることや、プレゼントや景品に使えることなどから利便性が高く、利用者が増加傾向です。

離れた場所にいる相手であつても、電子メールなどでカードに記載された番号を知らせれば、いつでもギフト券贈ることができるといふ点では便利な仕組みです。しかし、カード番号を知つてい人であれば、誰でもいつでも利用できるため、利用の仕方次第では思わぬトラブルを招くことがあります。取り扱いには注意が必要です。

電子ギフト券は、発行元サイトに番号を登録すると電子マネーとして使うことができることや、プレゼントや景品に使えることなどから利便性が高く、利用者が増加傾向です。

離れた場所にいる相手であつても、電子メールなどでカードに記載された番号を知らせれば、いつでもギフト券贈ることができるといふ点では便利な仕組みです。しかし、カード番号を知つてい人であれば、誰でもいつでも利用できるため、利用の仕方次第では思わぬトラブルを招くことがあります。取り扱いには注意が必要です。

電子ギフト券とは？

「電子ギフト券」が無効化されるトラブルが増えています！

購入の際の注意点

インターネットの転売仲介サイトを通じ、個人間で売買された電子ギフト券が突然使えないくなるトラブルが増えてます。詐欺グループが架空請求などで搾取した電子ギフト券を換金のために大量に出品し、売買後に発行元が詐欺被害の情報を受け、無効化したことなどが要因とみられています。

転売仲介サイトを通じて電子ギフト券を購入した人からの相談では、「購入した電子ギフト券を利用することができるなかつた」「二割引で電子ギフト券を購入したけれど突然無効化された」などの事例が寄せられています。



相談事例紹介

大手企業を名乗るSMSに注意！

今月の相談

契約中の携帯電話会社名で「未納料金があります」というSMS（ショートメッセージサービス）が届いた。驚いて記載された連絡先に電話をすると、「このままでは裁判になる」といわれたが、何となく不審に思い、途中で電話を切った。このような対応で問題はなかつただろうか。

SMSで料金を請求する手口は架空請求で間違いないため、相談者には請求に応じず、今後相手方から連絡があつても無視するようにお伝えしました。

このように、大手企業を名乗るSMSは相変わらず流行っています。携帯電話会社の他にも実在する金融機関や宅配業者、ネット通販サイト等の名前が使われるため、利用したことのある会社名からどうつい確認の連絡をしてくるかもしません。しかし、記載された連絡先に安易に電話をしてはいけません。それをきっかけに個人情報を聞き出され、お金をお要求される危険性があるからです。

このようなSMSが届いたら、本文中に記載された連絡先に電話をしたり、リンク先にアクセスしたりしないで無視してください。また、未納を確認する場合は、事業者の公式ホームページや契約書等でその方法を確認しましょう。その他、迷惑メールを止めには携帯電話の受信拒否設定をしますが、わからなければ携帯電話会社の公式ホームページか携帯ショップで確認しましょう。

架空請求のSMSか判断に迷う場合は消費生活センターにご相談ください。

問 幕別町消費生活センター(☎55-5800)

地区	相談受付		場 所
幕別	火曜・木曜	午前9時～午後4時	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	(札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜		忠類コミュニティセンター



賃貸住宅の 退去トラブルを防ぐには

事例

大学生の娘が1年ほど入居した築25年の賃貸アパートを退去することになり、母親が退去の立ち会いをした。壁や床等の補修費用や清掃代等で合計13万5千円になり、敷金9万円を差し引いた4万5千円を請求された。精算書の内容に納得がいかず、入居時、壁や床は新品ではなかったと不動産屋に言ったら、新品だったと言われた。指摘されたシミや傷についても娘はやっていないと言っている。(当事者:学生 女性)



©Kuroasaki Gen

…ひとつアドバイス…

- 国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、通常使用による破損や経年変化によるものは家主の負担、通常の使用方法を超える使い方によって生じたものは借主(入居者)の負担とされています。
- 入退去時は、できる限り家主や仲介業者などの家主側と一緒に部屋の現状を確認しましょう。その際、確認した内容をメモに残したり、修繕が必要と思われる箇所の写真を撮ったり、証拠となる記録を残すことが大切です。
- 修繕費用を請求された場合、内容をよく

確認し、納得出来ない点は家主側に十分な説明を求めましょう。

- 退去時のトラブルを未然に防ぐためには、入居前に部屋に傷や汚れがないか記録しておくことが大切です。ハウスクリーニングは借主負担とするなどの特約は原則として有効となるため、契約前に契約書をよく読み、退去時の特約等を確認しておきましょう。
- 困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

さぼーとくん